

## 要旨

大名が先祖より伝わる重宝を質に入れるという行為は、実際にはどのようなものであったのか。本稿では『小室藩日記』に拠ってその具体例を紹介した。これは、伏見騒動前夜の小堀家において小堀遠州伝来の名物道具がどのように扱われていたか、を探る試みでもある。

## abstract

What did it mean that daimyo put their descendant treasure in the pawn? This paper indicated their concrete instances from the records of Komuro domain. This paper also tries to reveal how Kobori family before the Fushimi riot handled the special utensils which was handed over from Enshu Kobori.

若殿が寵愛する傾城を身請するために御家の重宝を質に入れ、それが後々の騒動の種となる——とは、近世歌舞伎のお定まりの一つである。では、芝居ならぬ史実において、一藩の主たる人物による質入とはどのようなものであったのだろうか。

数多の小室藩藩政史料を含む『佐治重宗氏所蔵文書』<sup>①</sup>（以下、文書）はその実例を今に伝える。文書のうち『小室藩日記』（以下、日記）は、五代藩主小堀政峰<sup>②</sup>と六代政方<sup>③</sup>と治世下の近江小室領における行政日記であり、六十冊が現存する<sup>④</sup>。天明八（一七八八）年の五月時点でその筆が断たれているのは、伏見騒動により小堀家が改易されるに至ったためである。広く知られている通り、伏見町民が伏見奉行政方の悪政を幕府に上訴した当騒動は、小室藩の経済的困窮を背景とする。勿論、当時の財政難は小室に限ったことではなく、諸藩もさまざまな対策をとったものと思われる。小室藩に特徴的だったのは、小堀家が先祖伝来の重宝を多数有しており、それらの活用が資金調達の一策とされたことである。先祖とはすなわち、かの小堀遠州であり、重宝とはすなわち、茶道具や掛物などの名物道具である。道具をめぐる藩主と家臣そして商人たちのやりとりを、この小稿において少しばかり覗いてみたいと思う。

## 一 延享五年の預入

騒動決着の七年後に著された実録『雨中之鐘子』<sup>⑤</sup>は、政方の女遊びを起因として在中庵の茶人が質入れされるに至る件りを話の山の一つとする。しかしながら実は、先代政峰の頃には「御道具之預入」と称した名物の質入が頻繁に行われていたのである。本節では、預入の手順がわかる例として、延享五（一七四八）年の日記に現れる玉柏の茶人について見ていく。まずは日記本文を抜粋し、その上で若干の補足説明を織り込みつつ事の流れを辿っていく。尚、この年は政峰江戸詰の年に当たり、江戸家老と国家老のやりとりは主に用書による。江戸家老は加藤又右衛門大田垣伊右衛門の二名、小室行政の中核を担う国家老は小堀権左衛門宮川小左衛門の二名で、権左衛門が日々小室陣屋において筆を執ったのが当年の日記であったと推測される。よって、日記本文は国家老の立場で書かれたことを前提として読むべきものと考えらる。

- ①延享五年四月十二日  
先達而相伺候御道具京都へ御預被遊候義無扱被 思召候 何之御  
道具と申候義申談伺候様申来ル
- ②同年四月十八日  
京都へ御預被遊候御道具之義御太切之御道具二候得共玉柏御茶人被  
遊御預候様仕度申上ル
- ③同年五月十二日  
京都江被遊御預御道具之義玉柏御茶人被遊御預候様先達而相伺候得

共此度半治より申越候 滝浪御茶人被遊御預候ハ、金九百兩御用  
立可申旨相模屋宗古申候間何とぞ滝浪御茶人被遊御預候様致度旨申  
遣之

- ④同年五月二十四日  
先達而相伺候京都へ御預被遊候御道具弥玉柏御茶人御預可被遊候  
西村信右衛門附添罷越取計可申候 給人守護二而者目立可申候  
堀江藤右衛門差添其外足軽小頭一人差添可申旨申来ル

- ⑤同年六月十四日  
京都へ被遊御預御道具之義玉柏御茶人被遊御預候様先達而相伺候へ  
共段々臨時御入用相増候付滝浪御茶人二而八九百兩御用立可申旨相  
模屋申候間滝浪御茶人被遊御預候様致度候(中略) 何とそ又玉柏  
御茶人二而も被遊御預候様致度旨先達而相伺申候処 右之通二而  
ハ中興物本歌之分不残被差出候様相成 御不得心二被 思召候  
滝浪之代玉柏御茶人可被遊御預候 夫二而金子不足候ハ、小菟御  
茶人可被遊御預候(中略) 小菟之義預リ之義相模屋望不申候ハ、  
北脇へ成共御預可被遊候間右之趣半治方へ申遣し申談取計候様被  
仰出候趣申来ル

- ⑥同年六月二十六日  
此度被遊御預候御道具之義相模屋宗古父子江半治申談候処先年北脇  
市祐へ御預ケ被遊候節宗古申談候而小菟御茶人面壁御茶人百兩宛之  
引当二而奉預り候 未三井方江者御預ケ不被遊候所二御座候間何  
分宗清へ進メ候而小菟御茶人式百兩之引当二奉預り候様取計可申候  
且又玉柏者是迄之通七百兩之引当兩種二而都合九百兩御用立可申  
旨利分ハ尤八厘宛之積二而候由相談相決候間来月朔日此元差立差登  
候様申来ル

- ⑦同年六月二十九日

玉柏御茶入狭菟御茶入此度京都三井宗清江被遊御預明朝より京都江差登候二付今日権左衛門小左衛門立会西村信右衛門取計相改御道具之封印権左衛門印を付箱へ納上、箱江相認ル わくへ者入不申半櫃二台を懸相認ル

⑧同年七月一日

玉柏御茶入小菟御茶入京都三井宗清相模屋宗古此度被遊御預候付今朝より差登 西村信右衛門堀江藤右衛門附添足軽小頭山田佐七宰領持夫十人もの四人二而指登之

⑨同年七月五日

此度差登候御道具両種道中無別条西村信右衛門堀江藤右衛門附添去二日申ノ刻京着候由 依之翌三日西村半治信右衛門同道二而相模屋宗古方へ御道具持参三井宗清江引渡御預ケ相済候由 玉柏御茶入七百両小菟御茶入式百両之引当都合九百両之内御当用之五百両請取候由 残金ハ追而請取候筈之段半治より申来ル

延享五年四月、折からの財政難を乗り切る法として、小室藩主政峰は本意ながらも京都商人への道具預入を了承する。その旨の用書を受け、小堀権左衛門ら国家老は預入候補として玉柏を挙げる。勝手方用人西村半治は藩の京都屋敷を拠点に種々の交渉に当たっていたが、五月にはある吉報を小室へもたらす。相模屋宗古が滝浪を担保とするならば九百両用立てるのである。そこで国家老は滝浪預入のお伺いを立てることとする。一方、江戸藩邸は玉柏預入の方向に既に動き出し、移送に関わる家臣についての指示を発している。外聞を憚っての人選である。が、江戸家老にも相模屋の申し出や臨時支出増加などの情報が伝わった結果、五月下旬には滝浪玉柏両者の預入が政峰に願ひ出られている。しかしながら、それでは中興物本歌之分を残らず差し出すことになると、政

峰は許さない。預けるのは玉柏であり、尚も不足があればむしろ小菟(狭菟)を相模屋もしくは北脇市祐に託すこと、との藩主の意向である。それらを踏まえて、半治と相模屋が京都で会合の場を持つ。相模屋の提案はこうだ。自分が媒となり北脇は小菟面壁を各百両で預かっていたことがある。よって今回は未だ預かりのない三井宗清に話を勧めてはどうか。小菟は以前より高値の二百両、玉柏は据置の七百両で計九百両、利息は月八厘である。話はこれでまとまった。六月末日、小室陣屋では二人の国家老が立ち会い、土蔵から出された玉柏と小菟の改めが行われる。その後、両茶入は権左衛門による封印が施され箱に納められた。翌七月朔日、西村信右衛門ら四人が茶入を守護して京都に発ち、五日には足軽が半治の書簡を携えて小室に戻った。二日に京都屋敷に到着した茶入は三日には相模屋宅において三井に渡ったこと、九百両の内五百両を受け取り残金は追って受け取る手筈であること、などがその書簡を以て国家老に報告された。

日記本文に登場する玉柏滝浪小菟面壁はすべて遠州伝来の、世に知られた名物茶入である。こういった「中興物本歌之分」が以前より質入れされてきたことが、右の記事のみからでも明らかとなる。藩主家臣金主三者攻防の様相も垣間見えるが、所要所に藩主政峰の決断が必須とされる事案だったと言えよう。

## 二 封印と風入

さて、延享五年七月、玉柏小菟は相模屋を媒として三井の手に渡り、小室藩は無事金子を受け取った。それでは、以後三井は両茶入を自由に

扱うことが許されたのであろうか。否、茶人には封印が付されている。後述の例にも見えるように封印は預ける側と預かる側の両者により施されるものであるが、日記を通読するかぎりでは前者は家老の印に限定される。それだけあだやおろそかに切ることのならぬものであったのだろう。しかしながらまた、道具は仕舞い込んでよいものでもない。茶道具掛物に釜煎や風入(虫干)の手入れは欠かせない。小室陣屋では毎年夏になると土蔵に納められた道具を取り出し、数日に渡って風入を行う。これは、作業に携わる家臣も慎重に選ばれる、藩にとつての重要行事の一つである。では、預けられた道具の風入はどうなるのか。年次不同ながらその扱いを日記に見てみる。

⑩宝暦元(一七五二)年八月五日

西村信右衛門申刻過京都より罷帰 京都江御預ケ之御道具共西村半治申談去月廿六日三井方廿九日中島利助去二日百足屋方風入無滞相済何レも快晴無心懸相仕廻候由 封印尤念入附置候由 権左衛門古封印十一請取候

⑪安永八(一七七九)年六月十二日

京地并大坂表江御預ケ被置候御道具追々此節より風入被 仰付候 思召ニ御座候 夫二付右上箱之鍵早々取寄候様被 仰出候間此書状着次第御道具之鍵十人ものニ御申付可被差越候

⑫天明六年十月五日

長浜忠兵衛方江御預ケ御道具風入相済先達而被差越権左方封印三つ相用残り差返 尤古封印も差返候事

⑬宝暦四年二月十五日

脇坂忠兵衛江西村半治兼而申談置候通凡御茶入預ケ被 仰付候付凡御茶入拝見為致京都江御預ケ之格を以口ノ封印権左衛門附候而是

迄之通得与箱二入忠兵衛封印附上包二も忠兵衛封印附させ候而此方ニ預り置候二付元之ことく又御土蔵江納置預ル之証文認相渡候

⑭宝暦四年四月八日

凡御茶入風入之儀者御道具共風入相済候ハ、脇坂忠兵衛相招拙者共立会封印為切相改得与風入仕又封印附替させ納置可申事

近江に限らず京都また大坂と、道具は諸所に散っている。その預け先一軒一軒を小堀家家臣が巡回し、風入を行ってることがわかる。道具には封印が施され、また上箱に錠前が付されているものもある。派遣される家臣は、予め家老より封印紙と鍵を受け取り、先方で道具の手入れを行った上で新たな封印を施して帰ってくるのである。残った未使用の封印紙と古い封印紙を返却することも忘れてはならない。

⑬⑭によると、当該道具を金主が手元に置かぬ場合もあつたらしい。長浜の木綿商脇坂忠兵衛は、時に藩士同然の働きを見せる、小室藩と強く結び付いた御用商人である。忠兵衛は凡の茶入の預かり主となりながら、これを一見したのみである。凡は権左衛門と忠兵衛両者による封印の後に再び小室陣屋の土蔵に納められている。風入においても、忠兵衛は封印切と付替に携わるにとどまる。預けた側が預かるという奇妙な状況ではあるが、これも紛れもなく「預入」なのである。

### 三 預証文

以上のような事例から、商人に託された道具は依然として小堀家の管理下にある、との認識が存在したものと思われる。これはどのような

契約に基づくのか、次に預証文を確認しておきたい。文書の中には証文控の類が数点見出せ、証文の雛形も残る。

⑮

覚

一 玉柏茶入 丸袋二入

挽家沢栗かき合塗袋二入

外家桐

右挽家外家共二書付 小堀遠江守筆

一 狭蕙茶入 清水切袋二入

挽家沢栗袋二入

外家桐

右挽家外家共二書付 小堀遠江守筆

右者小堀和泉守所持之道具ニ紛無之候 此度要用之儀ニ付玉柏茶入金七百両狭蕙茶入金貳百両之積り都合金高九百両借り請右之茶入両種各兩人江預ケ申候 右之金子返弁候ハ、茶入御戻可有之候 為後証仍如件

延享五戊辰七月

小堀和泉守内

西村半治

宮川小左衛門

小堀権左衛門

相模屋宗古老

同 治兵衛殿

右之金子月八厘之利足相加来ル十二月廿五日限元利相渡請戻可申候 以上

⑯

覚

一 何茶入 何袋二入

挽家

外家桐何

右挽家外家書付 小堀遠江守筆

挽家袋何切

右者小堀備中守所持之道具ニ紛無之候 此度要用之儀ニ付文金何百両借請右之茶入御自分へ預ケ申所実正也 右之金子月何程之利足相添何迄限元利急度相渡右茶入請戻可申候 為後証仍如件

⑮は延享五年預入の際の証文控<sup>⑮</sup>、⑯は雛形<sup>⑯</sup>であるが、形は近似している。後者は、政方の備中守時代<sup>⑰</sup>、遠江守こと遠州伝来の茶入の証文作成が頻繁となったために書式が書き留められたものでもあろう。実例では、元金利率は道具や金主によりまちまちながら、返済期限を同年の十一月十二月とするものが目立つ。これは日記にいうところの「御物成之時分」であり、年貢収入で返済可能な時期に当たる。つまり、名物道具の質入とは、数ヶ月のあいだの急場しのぎの預入に過ぎず、年末には元利揃い先祖伝来の重宝は請け戻されて然るべきである——そういった藩の基本姿勢を証文雛形は示しているものと考えられる。

しかし現実には、寛延三年（一七五〇）十一月十二日の日記に「御道具京都より取返し候事色々申談候得共此節之御入用ニ而者難渋之儀申上候事」とあるように、他の出費も多い中で道具請戻金を整えることのできぬ場合が出てくる。では、元利が用意されなかった場合、道具はどうなるのか、それを明記した証文も少数ながら現存する。政方時代の安永四年六月、遠州筆の箱書を持つ心月石溪の墨跡が中島利助の元に預け入れ

られた。⑰はその際の証文<sup>⑨</sup>の一部である。

⑰

右者小堀備中守所持之道具ニ紛無之候 此度就要用金貳百兩ニ売渡  
代金請取申候処相違無之候 右元金二月八朱之利足相添来ル十二  
月限急度返済可申候 右月限遅滞候者一応御断之上外江御売渡可  
有之候 為後証仍如件

返済が遅滞すれば金主利助が墨跡を他へ売り渡す、所謂質流しを容認する文言がここには見える。日記によれば、案の定、藩は「遅滞」することになった。にもかかわらず墨跡が他へ流れるということにはならなかった。返済を一年先とする証文書替の手筈が整えられていたからである<sup>⑩</sup>。実は、延享五年の預入でも「置延」を命じる政峰の言によって同年中の請戻は見送られ<sup>⑪</sup>、玉柏が再び小室陣屋の土蔵に戻ったのは三年後の宝暦元年十二月のことである。基本姿勢を守るとは叶わずとも交渉によって証文を更改し、将来的な道具取戻をはかる、というのが藩の次善策であったのであろう。

預証文更改の事例は日記に相当数確認できる。預入延長以外にも、道具の「預替」「入替」なる手法が繰り返し使われたためである。

⑱寛延元年十月二十五日

中島利助へ被遊御預被置候橋姫御茶入森本御茶入是迄貳拾七貫目二  
候所三井へ被遊御預候ハ、五百五拾兩御用立可申旨相模屋申候付御  
預ヶ替之事申遣之

⑲安永二年二月十二日

先達而申遣候三種之御道具之内森本文琳御茶入与長崎御茶碗与御入

替御預ヶ被成候ハ、八百兩御用達可申旨〔三井〕八郎右衛門申候旨  
相模屋申候由

⑳では、より多くの融資を見込める金主に道具が預け替えられ、㉑では、預け先はそのままにより価値が高いとみなされた道具への入替が行われようとしている。また道具数積み増しの例もある。藩は資金調達のためであれば交渉や証文更改が煩瑣になることを厭わない。それに伴い、名物道具は茶会とは無縁のところまで転々とする憂き目に遭っている。また金主は、預かった茶道具を茶道具として扱えず、それを眺めることさえ叶わない。それでも上記のような契約を結ぶのは、利息によって大きな利益が得られたからである。それはどれほどのものであったのか、日記に記載のある安永八年の脇坂忠兵衛を例にとって確認しておく。

幾度かの「入替」を経て、凡の茶入の元金は八百兩、その内二百兩分の利息は月九朱つまり〇・九%、六百兩分の利息は月四朱半〇・四五%での預入となっていた。また、森本文琳茶入と牧溪筆鶏絵の掛物の元金は併せて五百兩で、利息月一歩つまり一%であった。結果、この名物三品によって、忠兵衛は当年暮に利息百十八兩二歩を手に入れている。さらに、小室藩が請戻金を用意できず引き続いての預入となったために、翌年暮には利息百十四兩、翌々年暮には百十九兩を受け取っている。安永八年の小室藩でいえば五月に江戸家老に昇進し加増された永岡久米右衛門が百石取に過ぎず、一石一兩とすれば忠兵衛の利息収入がそれを上回る。多額の元金を用意できる商人にとっては悪い話ではなかったのかもしれない。対して、財政難故に余儀なく道具を預け入れてきた小室藩である。道具の請戻が容易には叶わず、預替入替が繰り返される事態を、藩主が許容しあるいは自ら命じていたのも、また納得できるところとなる。

#### 四 安永五年の預入

本節では、政方時代の具体例として安永五年の預入を取り上げる。一月十六日の日記によると、この日小室に届いた国家老権左衛門への政方直書は金子調達について指示するものであり、共に届いた用書は江戸表の窮状を訴えるものであった。江戸では、経常支出穴埋めのために当地でなされた借金の利息分五百両余に加えて、政方の「御転役御心願」に関わる臨時支出が五百両にのぼり、大きな負担となっているという。この年の政方は秋以降大坂城加番役が決まっており、転役とは、伏見奉行就任を指すものと考えられる。さて、穏やかならざる始まりを見せた安永五年、その預入の一を以下に掲げる。

##### ②0 安永五年七月三日

京都ニおゐて調達之儀所々懸合候得共何分難相調候 然ル所長浜石井休治手元ニ而大宮通三条上ル所夷屋治兵衛と申両替屋色々相働東洞院押小路上ル所谷松屋文右衛門と申候茶道具商売いたし候もの申談彼是致世話三井九右衛門事宗算并三井元八此兩人可被致出金申候付申談候所元八方ニ障出来断申聞破談ニ相成候得共猶又右治兵衛文右衛門致世話可及相談旨申候 兼而〔西村〕与右衛門申達置候金高者相坂御茶入并牧溪筆芦雁御掛物徽宗皇帝御筆鶉ノ絵御掛物右三品ニ而式千両余と申達置候所詮右之金高二ハ相談相調不申候是迄追々御道具御預り置申候付此度御断申度存候得共随一之御宝器拜見仕候義難有奉存候付三井兩人支配江申聞候而ハ相調不申兩人手

元之金子を以御用立候儀少金之儀甚恐入候得共右相坂御茶入并右之二幅之御掛物且又平心之大字御掛物都合四品御預ケ被下候ハ、金子七百五十兩利足歩二而御用立可申旨申候由 依而与右衛門色々手を尽申談候へ共何分右之金高より相増候義ハ難相成候旨申候 金高甚相違之儀常体之御時節ニ候ハ、断可申達候へ共江戸表甚危急之御難渋追々申来右之外於京都可相調手当一向無之其上 御発駕前段々近寄候付先右之段相談申越候由

この頃になると預入交渉は至極難航していることが見てとれる。家臣が奔走し数多の商人が媒となり「随一之御宝器」を数多く呈示してさえ、話は簡単にはまとまらない。供給過多で、道具選択の主導権は既に金主側にある。結局、三井父子が、相坂の茶人と掛物三品の計四品を担保に個人資金七百五十兩を用意する、との条件を半ば義理づくで提示する。三品二千両余の算段をしていた小室藩としては、常ならば断るべきところである。が、今は「常体之御時節」ではない。江戸藩邸からの「甚危急之御難渋」との訴えは頻りである。この交渉以外には資金調達の目当はなく、政方の江戸発駕、すなわち巨費を要する参勤交代の日も間近となっているのである。

このように、藩が深刻な経済問題を複数抱える中で四品の名物の預入話が進められるものの事態は好転せず、十一月にはついに第一の重宝在中庵までが預入の対象とされる。②①の書付控<sup>②</sup>によると、この預入は政方自身により提案されたものらしい。同年中の日記を含めて、以下に列記する。

##### ②①

一 小堀老之允江 御直筆以御書付被 仰出

## 小堀老之允

江戸表近年借用金相増速茂是迄之通ニ而者上方より月次運送有之而も必至与差支取続難相成候 依之我等出坂後右借用返弁金才覚之義彼是為申談候得共難相調至而難決之事ニ候間今度無抛小室重器之内在中庵引当致才覚候より外無之次第ニ候 尤右茶入之義ハ格別先祖より宝器之儀此節暫茂他所ニ預ケ置候義甚歎ケ敷候得共無是非右之取計ニいたし候積ニ候(中略)

申十一月

御名

## ②安永五年十二月二日

御道具引当才覚之義大坂米屋平右衛門と申ものへ懸合多分可相調趣ニ候 乍然未治定之答無之候 時分柄差急申談調候事治定之上証文印形申越候而ハ手間取候 出金高証文認方等いまた難相分候得共幸便ニ付証文連印名前前計認都合六枚差越候(中略) 相談相調候へハ凡千両位者相調可申様子ニ候之由

## ③同年十二月十六日

老之允申談置候銀主米屋平右衛門江去ル十二日御茶入在中庵替袋共相渡候ニ付西村栖富岡友茶附添罷越無滞相濟七半時帰候由

## ④同年十二月十七日

在中庵御茶入引当才覚金之義米屋平右衛門江追々懸合取メ申談候処弥千両差出可申候 併御添物無之候而ハ出金難成候 兼而及承候間先達而御取寄被成候御懸物御添被成候様仕度相望候(中略) 此度之口及破談候而ハ当暮外ニ才覚手段無之江戸表必至与御差支ニ相成候ニ付先方任其意無是非御預ケ被成候積リ 及熟談一兩日中金子致取引候積ニ相成候由

実は在中庵は寛永飢饉に際して既に質入を経験している。遠州の書

状には七千両もの値が付いたことが記され<sup>(13)</sup>、これはむしろ在中庵の名譽の逸話になり得ている。ところが、それから百五十年近くを経て、この名物を以てしても大坂の豪商米屋平右衛門が千両を出し兼ねている。というよりは、乗り気ではない米屋に切羽詰まった小室藩が強いる形であつたと思しい。

藩の余裕のなさを示す事例を付け加えておく。さらに一年後である。安永六年十二月九日の日記には「御道具も引当テ候得共纒之引当テならてハ成不申候由専申談候事」とある。道具数品を担保にするだけでは最早藩財政は回らなくなっていたのである。この日記の記述を裏付けるかのような、同年同月の証文控<sup>(14)</sup>を左に掲げる。

## ⑤

## 売渡証文之事

- 一 茶器并ニ飾道具品々 四拾貳品
- 一 掛物 貳拾六箱 (中略)

右品々六拾八品別帳面之通此度備中守要用ニ付金子五百両ニ売渡申候之処実正也 然上者外より此道具ニ付違乱申者聊少茂無之候依而為後証如件

安永六丁酉年十二月

小堀備中守内

山田屯

小堀老之允

小堀権左衛門

笹屋次兵衛殿

笹屋伊兵衛殿

実に六十八品の茶器飾道具掛物類をまとめて売り渡すという証文である。②に続けて笹屋の買上証文の控も残されているから、商談は成立したものと推測される。品目の詳細な検討には未だ至っておらず、ここに一々を記す余裕もない。ただ、政峰時代の品を含む可能性もあるもの、「尊氏御筆清水寺願書」をはじめ、遠州が茶会で好んで使ったとされる名物<sup>15</sup>が幾つもある。小堀家が如何に豊富なお宝に恵まれてきたのかを物語る証文であるとも言えるだろう。しかしながら、添付された三十丁近い別帳面の道具一覧に「十把一絡」の感は拭い難い。詳しい経緯も日記に記載なく、丁寧なやりとりを重ねていた政峰時代と比して、随分乱暴に事が進められるようになっていく。

一方で、在中庵が最後まで大切にされていたことは確かである。以下は、在中庵の後日についての記事である。

②安永九年一月二十四日

先達而大坂表ニ御預被遊被置候在中庵御茶入請戻金才覚相調此度御請戻ニ付宮川庄大夫一昨廿二日より致出坂候 無滞請戻相済廿四日夕者可為帰着存候

②天明五年六月二十四日

先年より大坂加島屋久右衛門江御預ケ被置候御道具之内在中庵御茶入同替袋共并定家御懸ケ物此度御取戻被成候付〔加藤〕又兵方罷越被申被及対談候様被 仰付 去ル十六日朝より大坂江被罷下先方江懸ケ合相済右御道具請取去ル廿一日被致帰伏候 御太切之御道具無難ニ相戻リ儘ニ被遊 御落手御満足之御義恐悦之至被奉存候右ニ付御入用金者從 御手元被遊御出シ御勝手方拝借ニ相立候儀ニ御座候 格別之御道具之儀ニ候得者右之趣爰元江茂可被申越置旨被 仰出候間可致承知候由

先述したように、藩にとって不本意な条件で預け入れられた在中庵であったが、政方が伏見奉行在任中の安永九年には請戻が叶えられている。ついで加島屋久右衛門に託されるものの、天明五年には再度請戻されている。在中庵が、六十八品とは一線を画する「格別先祖より宝器」であったが故であろう。天明五年の請戻には藩主の手元金が使われたともいい、在中庵を落手した政方は「御満足之御義」であると日記は伝える。但し、このわずか四ヶ月後に伏見町民文殊九助らが上訴を執行したことにより、藩はこれまでとは違った意味での混迷の途を辿っていくことになる<sup>16</sup>。

以上、二代の藩主の質入を眺めてきた。御家の重宝は困窮する藩を救うかに見えた。しかし一旦預入がなされれば請戻には元利を用意せねばならず、それを先延ばしにして預入を続ければ利息が積もっていく。請戻を前提とする質入は却って藩財政を圧迫する結果となり、愚策だったと思われる。名物道具が小堀家にとって大きな意味を持つものであったがために、端から売却するといった方針は採り難かったのである。価値ある道具が、その価値故に却って借財を増やす原因にもなったという、何とも逆説的な事の顛末を『小室藩日記』は書き留めている。

御道具受難ともいえる御家事情の中、念願の奉行に就任した政方が伏見に初入したのは安永八年二月のことである。奉行時代についての言及は稿を改めたく思う。本稿では、他の経済政策はさておき、史料の中の名物道具の記述のみに目を向け、かつその内のほんの一部を紹介するにとどまった。しかしそういった断片的な記事においてさえ、窮した小室藩が資金調達の手を裕福な伏見に求め、遂に騒動に至る流れは予測

されるところではないか。歌舞伎芝居であれば重宝も戻り御家も治まり大団円となるが、実際の小堀家ではそうはいかず、天明八年の改易、小室藩廢藩で事は決着する。

天明期といえ、茶道具についての名著とされる『古今名物類聚』が物された時期でもあった。不昧こと松平治郷の著作とされる本書は、天明七年序、寛政年間の刊行であり、「小堀家蔵」の名物として在中庵・玉柏などを挙げて詳説する。小堀遠州伝来の名物を改めて評価し且つ広く知らしめる書が出来したまさにその頃、当の道具は小堀家に留まることなく流転し、小堀家そのものが退転しようとしていたことになる。

#### 〔注釈〕

- (1) 滋賀県立図書館所蔵の写真版『佐治重宗氏所蔵文書』(八十八冊)を所見本とする。本稿で取り上げた文書については、写真版の巻数を以てその所収を記すこととした。
  - (2) 元禄二(一六八九)年〜宝暦十(一七六〇)年。正徳三(一七一三)年より小室藩主。
  - (3) 寛保二(一七四二)年〜享和三(一八〇三)年。宝暦十(一七六一)年より小室藩主。
  - (4) 滋賀県立図書館所蔵の写真版『小室藩日記』(三十九冊)を所見本とする。『小室藩日記』は『佐治重宗氏所蔵文書』の一部を成すものであるが、写真版では別立となっている。また写真版は断簡を集めた一冊を含み一部錯簡も見られるもの、およそ日記の年代順に収められている。よって、本稿で日記本文を取り上げるに当たっては年次のみを示し、巻数の記載は省略した。
- 尚、日記の上限は享保七年、下限は天明八年である。延享三年三月から天明八年五月の間はほぼ通年の日記が残る。藩主の大坂城在番時に大坂で記されたものも含まれるが、大部分は小室で執筆されたものと考えられる。
- 『佐治重宗氏所蔵文書』『小室藩日記』に触れた論文に藤田恒春氏「大名『改易』の構造」(『史泉』65号、関西大学史学・地理学会一九八七年三月)、拙稿「武士の

風聞——伏見騒動物『小森伊豆守悪行記』——(『国語国文』第86巻第5号、京都大学国語学国文学研究室二〇一七年五月)がある。

- (5) 寛政七(一七九五)年序。御香宮神社所蔵本を底本とした活字本に『雨中之鐘子 天明伏見義民伝』(伏見義民碑保存会一九三七年・伏見義民顕彰会一九八八年復刻)と『雨中之鐘子』(『日本庶民生活史料集成』第六巻所収、三一書房一九八一年)がある。
- (6) 『佐治重宗氏所蔵文書』第50巻所収。
- (7) 『佐治重宗氏所蔵文書』第68巻所収。
- (8) 宝暦十(一七六一)年〜安永七(一七七八)年。
- (9) 『佐治重宗氏所蔵文書』第67巻所収。
- (10) 安永五年二月二十二日の日記に「中島利介方江去夏御預ケ之心月石溪御掛物去暮限ニ而猶又当年之証文ニ書改候由 印形調候様ニと右証文来」とある。
- (11) 寛延元年閏十月二十二日の日記に「当年京都へ御預ケ被遊候玉柏御茶入小庭御茶入兩種共当年御物入多候付当暮其俣置延ニ可被差置候旨被 仰出之」とある。さらに寛延二年十月三十日にも同趣旨の記述がある。
- (12) 『佐治重宗氏所蔵文書』第23巻所収。
- (13) 深谷信子氏「小堀遠州の茶会」(柏書房二〇〇九年)、藤田恒春氏「小堀遠江守政一発給文書の研究」(東京堂出版二〇二二年)ほかに言及があり、小堀宗美氏「新・小堀遠州の書状」(思文閣二〇一七年)には書状が収録されている。
- (14) 『佐治重宗氏所蔵文書』第88巻所収。
- (15) 前掲の注(13)「小堀遠州の茶会」参照。
- (16) 前掲の注(4)拙稿参照。

#### 〔謝辞〕

資料閲覧については滋賀県立図書館の御高配にあずかった。末筆ながら御礼を申し上げる。